

市場の公正性・透明性の確保に向けた 証券取引等監視委員会の活動

証券取引等監視委員会
事務局長 齋藤 馨

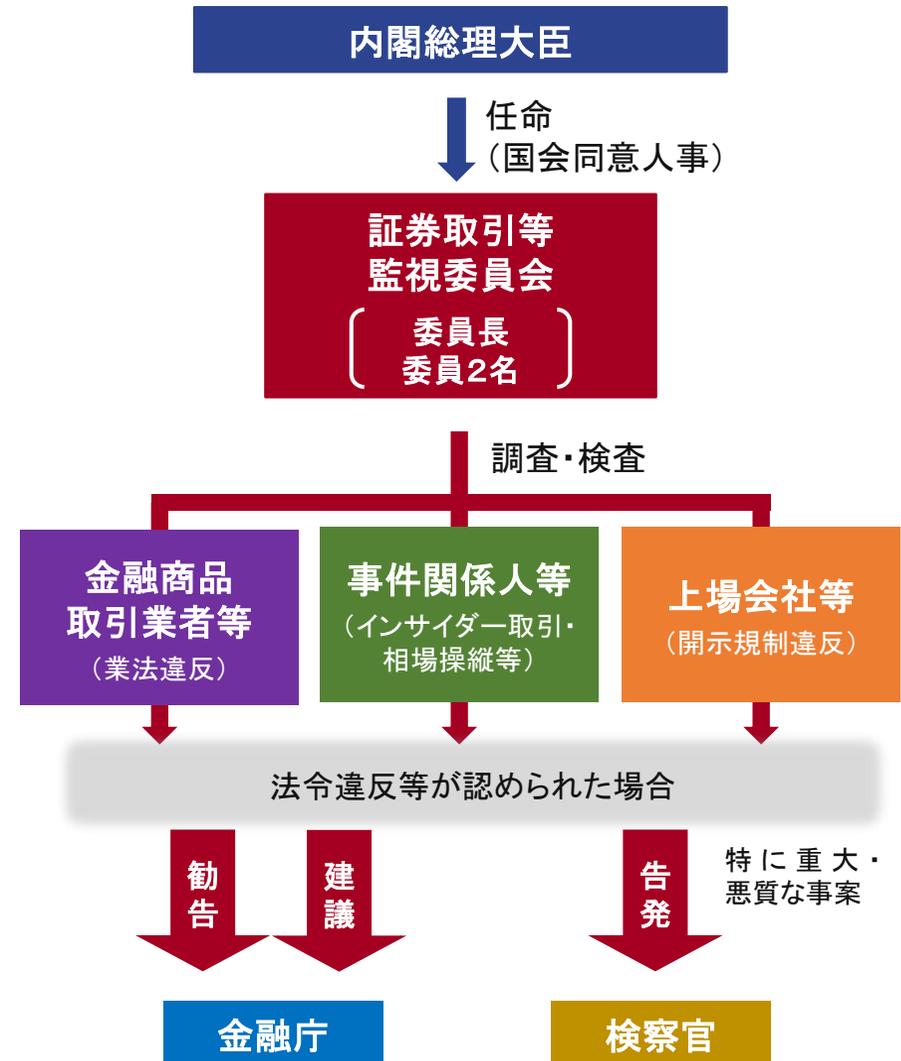
令和8(2026)年2月17日
地域金融研究所(東京事務所定例研究会)講演

I. 証券取引等監視委員会について	P 2
(1) 証券取引等監視委員会の組織・目的	
(2) 第12期 証券取引等監視委員会の発足	
II. 証券取引等監視委員会の活動状況	P 6
(1) 証券取引等監視委員会の活動の全体像(イメージ)	
(2) 市場分析審査の概要	
(3) 証券モニタリングの概要	
(4) 無登録業者への取組	
(5) 不公正取引の調査の概要(取引調査・国際取引等調査)	
(6) 開示検査の概要	
(7) 犯則調査の概要	
III. 近時の勧告・告発事例	P19
IV. 参考資料	P39

I . 証券取引等監視委員会について

(1) 証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場会社等の開示規制違反に対する検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施等



(2) 第12期 証券取引等監視委員会の発足

- ◆ 令和7年12月13日に「第12期 証券取引等監視委員会（任期3年）」が発足。



委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、
(独)国民生活センター理事を経て、
令和元年12月より現職(再任)。

委員長 中原 亮一

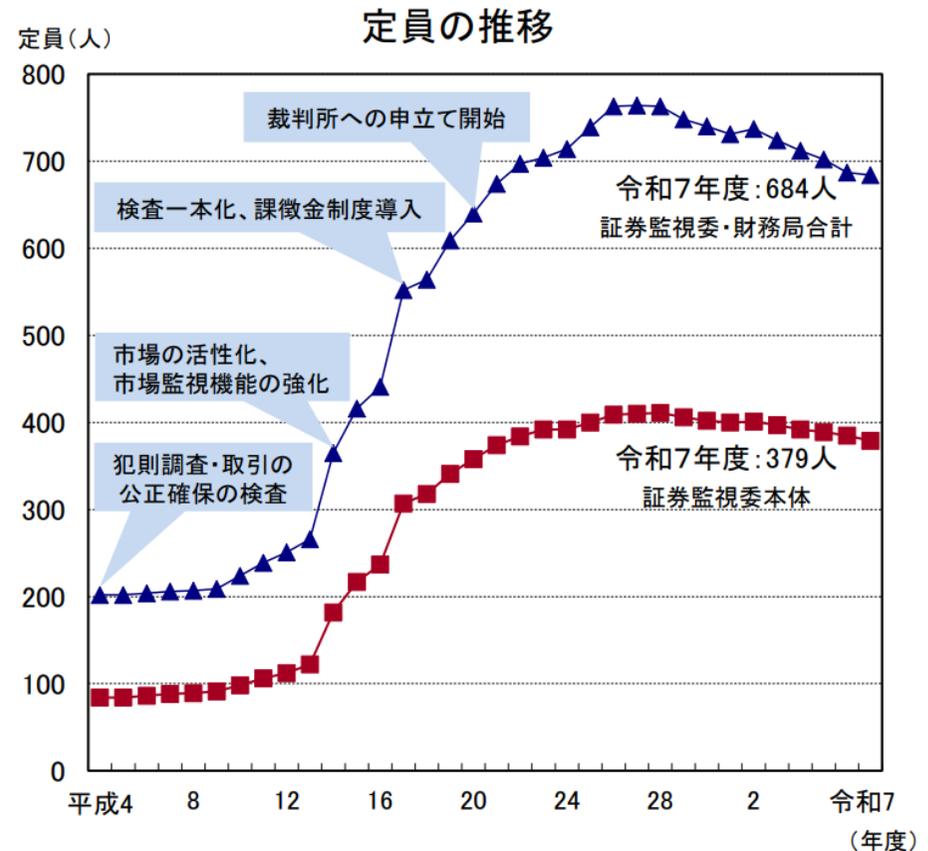
広島高等検察庁検事長、福岡高等
検察庁検事長を経て、令和4年12
月より現職(再任)。

委員 橋本 尚

日本大学商学部教授、青山学院大
学大学院会計プロフェッション研究科
教授を経て、令和4年12月より現職
(再任)。

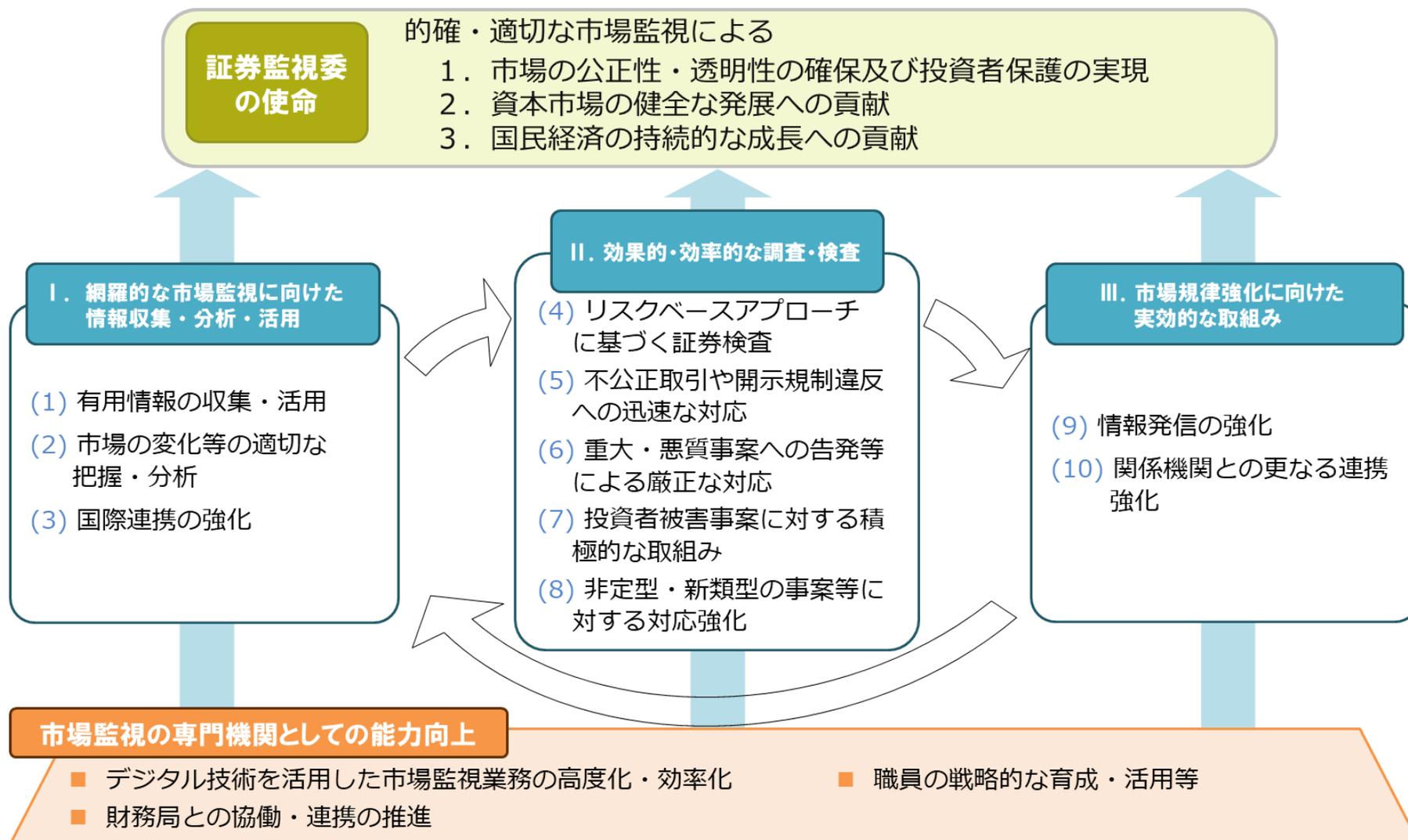
(参考) 証券取引等監視委員会の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- ◆ これら全てを合計した職員数は684名(令和7年度定員。うち、証券監視委は379名)



Ⅱ．証券取引等監視委員会の活動状況

(1) 証券取引等監視委員会の活動の全体像 (イメージ)



(2) 市場分析審査の概要

情報の入口: 様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見

市場モニタリング: 市場に関する幅広い情報の入手、分析



- 一般投資家等からの情報受付(年間約7,000件)
- 証券会社や自主規制機関[※]など市場関係者から情報を収集
- インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握
- 新たな金融商品や取引形態、国内外の市場構造変化に関する分析
- 自主規制機関[※]の上場管理部門との連携(緊密な情報交換)

情報共有

情報共有

取引審査: 証券取引における不公正取引の端緒の早期発見



- インサイダー取引や相場操縦、偽計(架空増資等)などについて、証券会社や取引所から注文データ等入手し審査(年間約1,000件)
- 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- 自主規制機関[※]の売買審査部門との連携(緊密な情報交換)

事案送付

調査・検査に活用

※自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

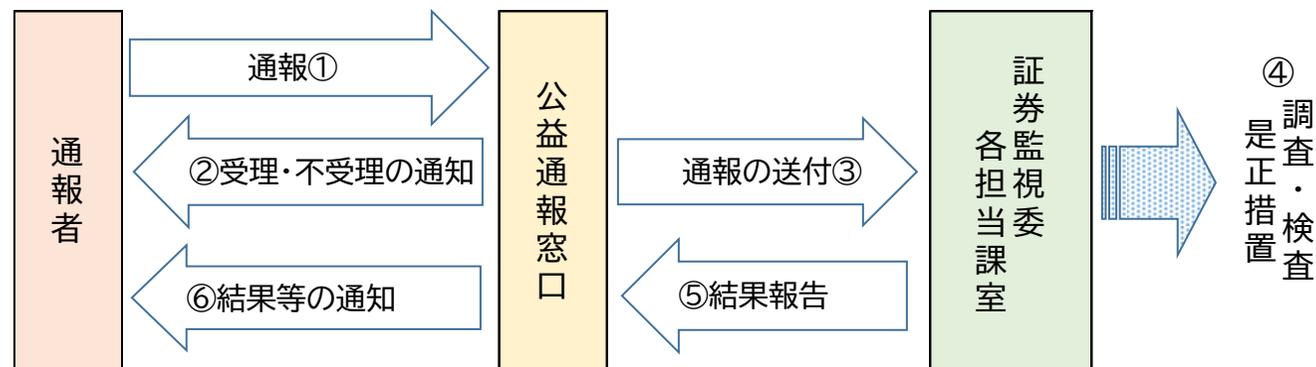
- 公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置。

《通報対象》

- 金融商品取引法に規定する法令違反行為（有価証券報告書の虚偽記載など）が生じ、又はまさに生じようとしている場合
- なお、通報内容は、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等があることなど

《通報者の範囲》

- 通報者が通報対象となる事実に関する事業者には雇用されている労働者であることなど



公益通報窓口

- 通報は、電子メール、郵送、FAXのいずれかの方法で受け付けています。
 - 電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp
 - 郵送先：〒100-8922東京都千代田区霞が関3-2-1中央合同庁舎第7号館「証券取引等監視委員会事務局公益通報窓口」あて
 - FAX（高齢者・障がい者専用）：03-3506-6699「証券取引等監視委員会公益通報」と明記して下さい。

(3) 証券モニタリングの概要

効果的・効率的な証券モニタリングを通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- 効果的・効率的な証券モニタリングを実施するため、約8,800者※に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定

(※) 令和7年3月末時点の数値

検査の実施

- 商品内容や取引スキーム、顧客への説明内容等について深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明

行政処分等勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める「勧告」を実施

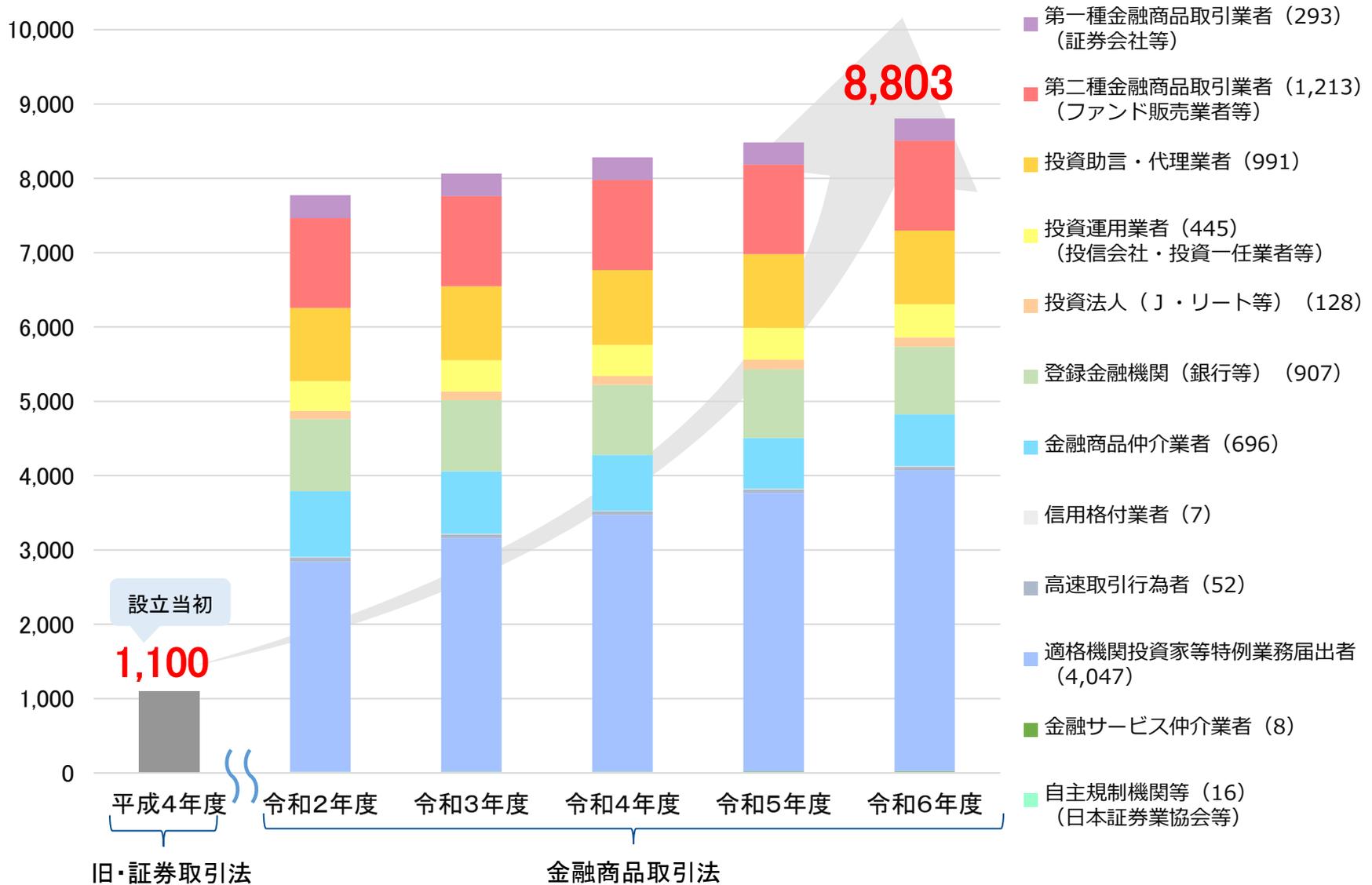
再発防止・未然防止

- 金融商品取引業者等の内部管理態勢の充実・強化のための自主的な取組み等に活用されるよう「証券モニタリング概要・事例集」を公表



検査の結果、重大な法令違反が認められた場合

(参考) 証券検査における対象業者数の推移



※ 平成4年度は事務年度

【主な検証事項の背景】

1. 証券モニタリングを通じて判明した事項 (例)
 - 一種業：虚偽告知・誤解表示、顧客属性に照らして不適切な勧誘、売買管理態勢の不備
2. 取り巻く環境
 - 顧客本位の業務運営
 - サイバーセキュリティリスク
 - 詐欺的な投資勧誘の被害額拡大 など
3. 規制の枠組み等の変更
 - ① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応の動き
 - ② デジタル化の進展等への対応の動き
 - ③ 資産運用の高度化・多様化
 - ④ 投資詐欺・無登録業者等への対応の動き



【主な検証事項 (例)】

業態横断

- 適合性原則を踏まえた内部管理態勢
- 顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況 (例えば、複雑又はリスクの高い商品の販売等)
- サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理 (外部委託先管理等を含む) の対応状況
- ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢 など

一種業

- 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢
- 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況
- 昨今のインターネット取引における不正アクセス・不正取引被害の増加も踏まえたサイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 (インターネット取引可能な対面型証券会社を含む) 等

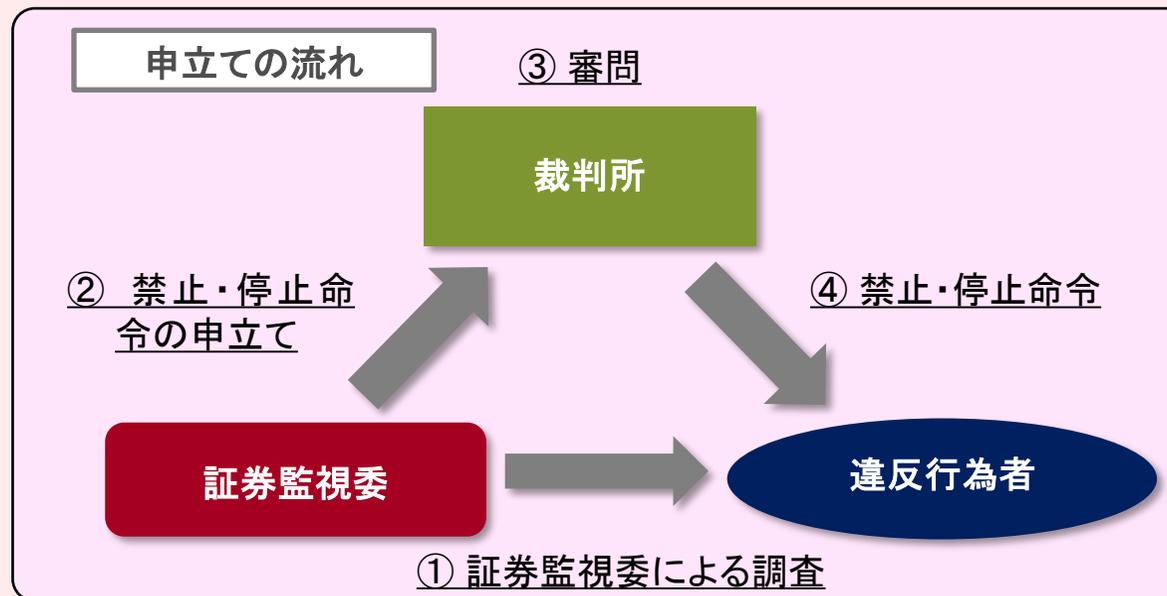
登録金融機関

- 投資勧誘等の適正性
- 適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況等

(4) 無登録業者への取組

裁判所への禁止命令等の申立て

- 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
- 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



(5) 不公正取引の調査の概要（取引調査）

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場会社等に対し、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合についても、課徴金納付命令の対象



再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

(5) 不公正取引の調査の概要（国際取引等調査）

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- 海外からの発注による不公正取引の調査を実施
- 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMoU※)に基づく情報提供を依頼
- 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

※ Multilateral Memorandum of Understandingの略。証券監督者国際機構(IOSCO:International Organization of Securities Commissions)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(令和7年3月末時点で130の当局が署名)

(6) 開示検査の概要

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- 上場会社等を取り巻く環境等を含む様々な視点からディスクロージャーの適正性を監視



上場会社等に対する検査

- 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂

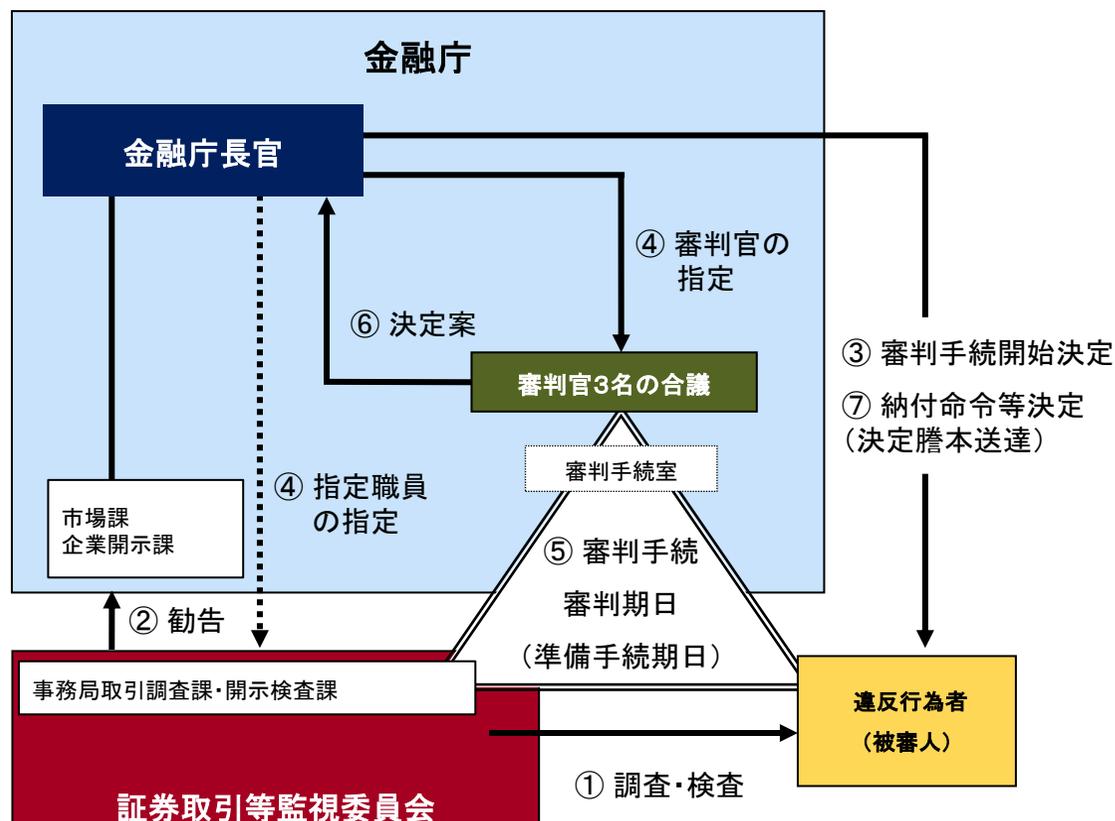


再発防止・未然防止

- 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

- ◆ 課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置
- ◆ 対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等
- ◆ 証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告※

<課徴金制度概念図>



※課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定

(7) 犯則調査の概要

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



証券取引等監視委員会

金融商品取引法等に基づき調査



犯則嫌疑者

重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

- ・ 犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施

強制調査

- ・ 裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え

※調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

- ・ 調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

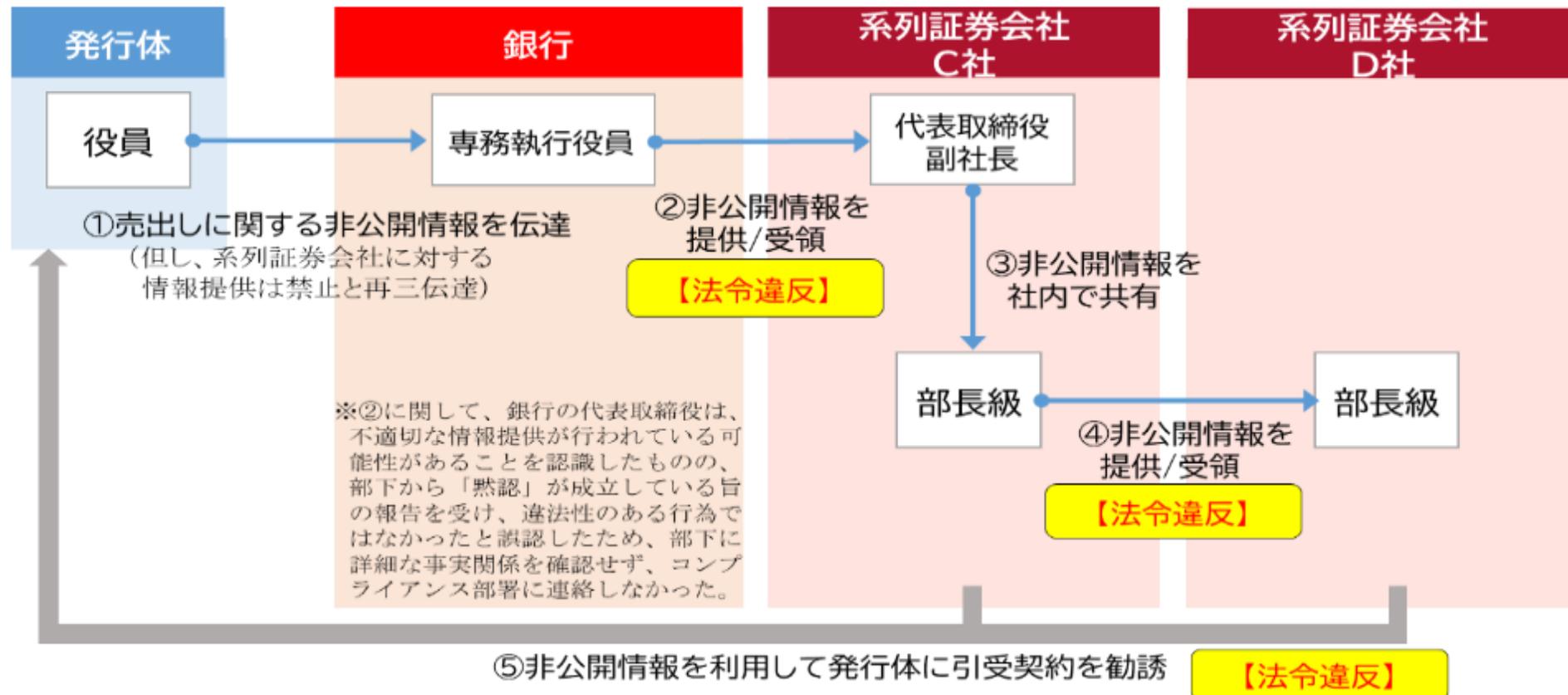
Ⅲ. 近時の勧告・告発事例

事例1-1：銀証間における不適切な顧客情報の共有等①

～ 非公開情報の提供/受領の禁止（ファイアウォール規制違反）～

事案概要

- 銀行及び系列証券会社2社は、法人顧客にかかる非公開情報について、顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、銀証間で不適切な情報の授受を繰り返し行っていたことが認められた。
- 一部に関しては、当該銀行の役員自らも一方の系列証券会社の役員に情報提供し、同系列証券会社の役員は、もう一方の系列証券会社と共に当該情報を利用して顧客勧誘を行った。なお、当該銀行の代表取締役は不適切な情報提供が行われている可能性があることを認識したにもかかわらず、適切な是正措置を講じていなかった。

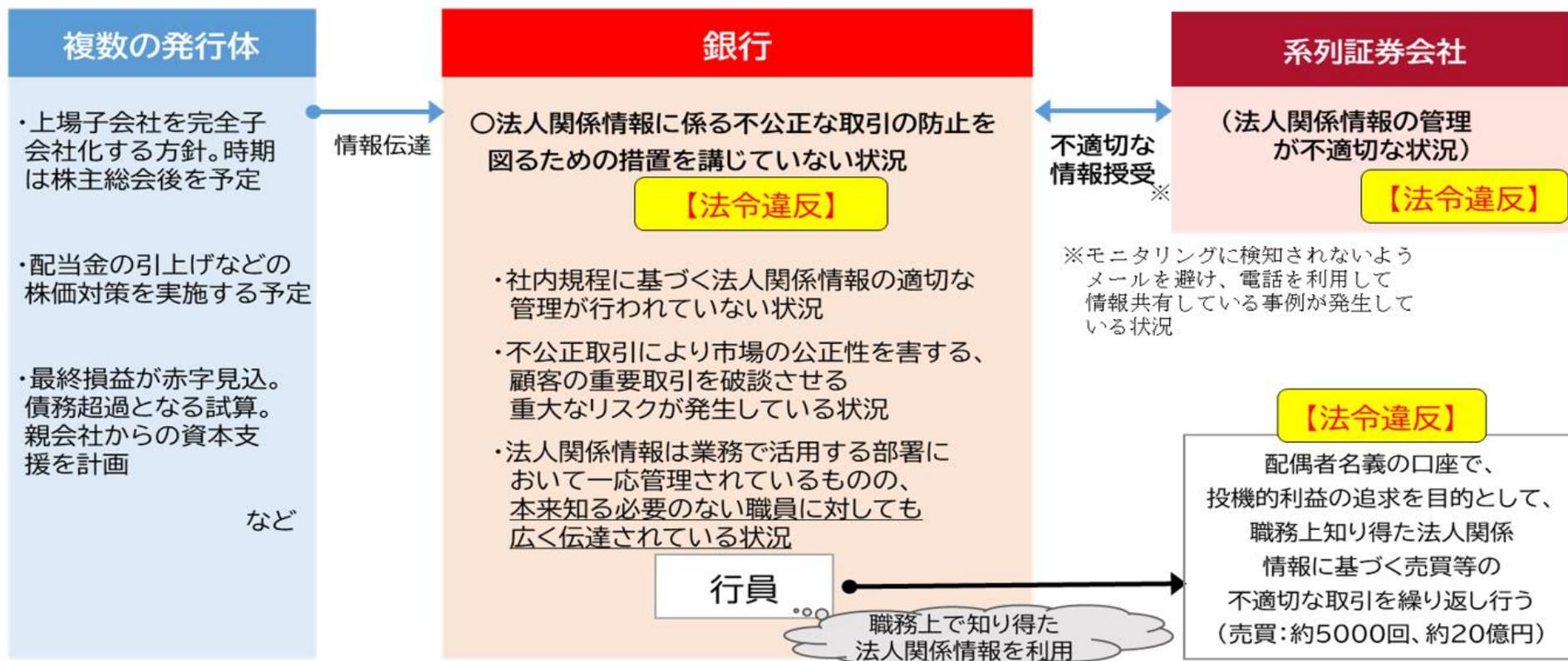


事例1-2：銀証間における不適切な顧客情報の共有等②

～ 法人関係情報の管理態勢不備（行員における投機的な利益追求取引を含む）～

事案概要

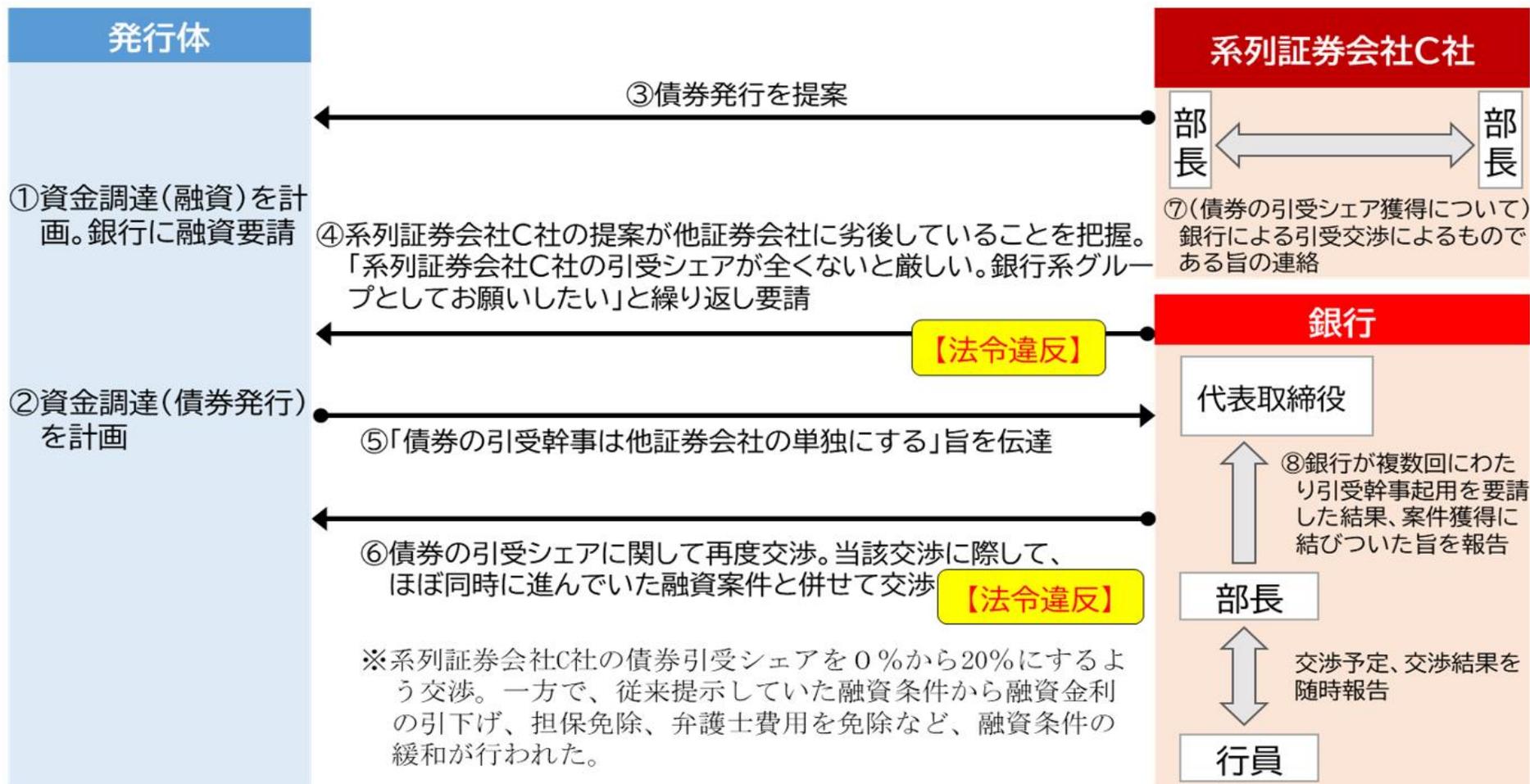
- 前頁記載事項のほか、銀行及び当該銀行の系列証券会社2社において社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められた。
- 当該銀行においては、行員が配偶者名義で開設した証券口座を利用し、専ら投機的利益の追求を目的として、勤務時間中の発注を含め、主に信用取引により短期間での同一銘柄反対売買を行う手法により、自己の計算に基づく有価証券の売買を多数回にわたり行っており、このなかには、職務上知り得た法人関係情報に基づく不適切な有価証券の売買も含まれていた。



事例1-3：登録金融機関による有価証券関連業の禁止①

事案概要

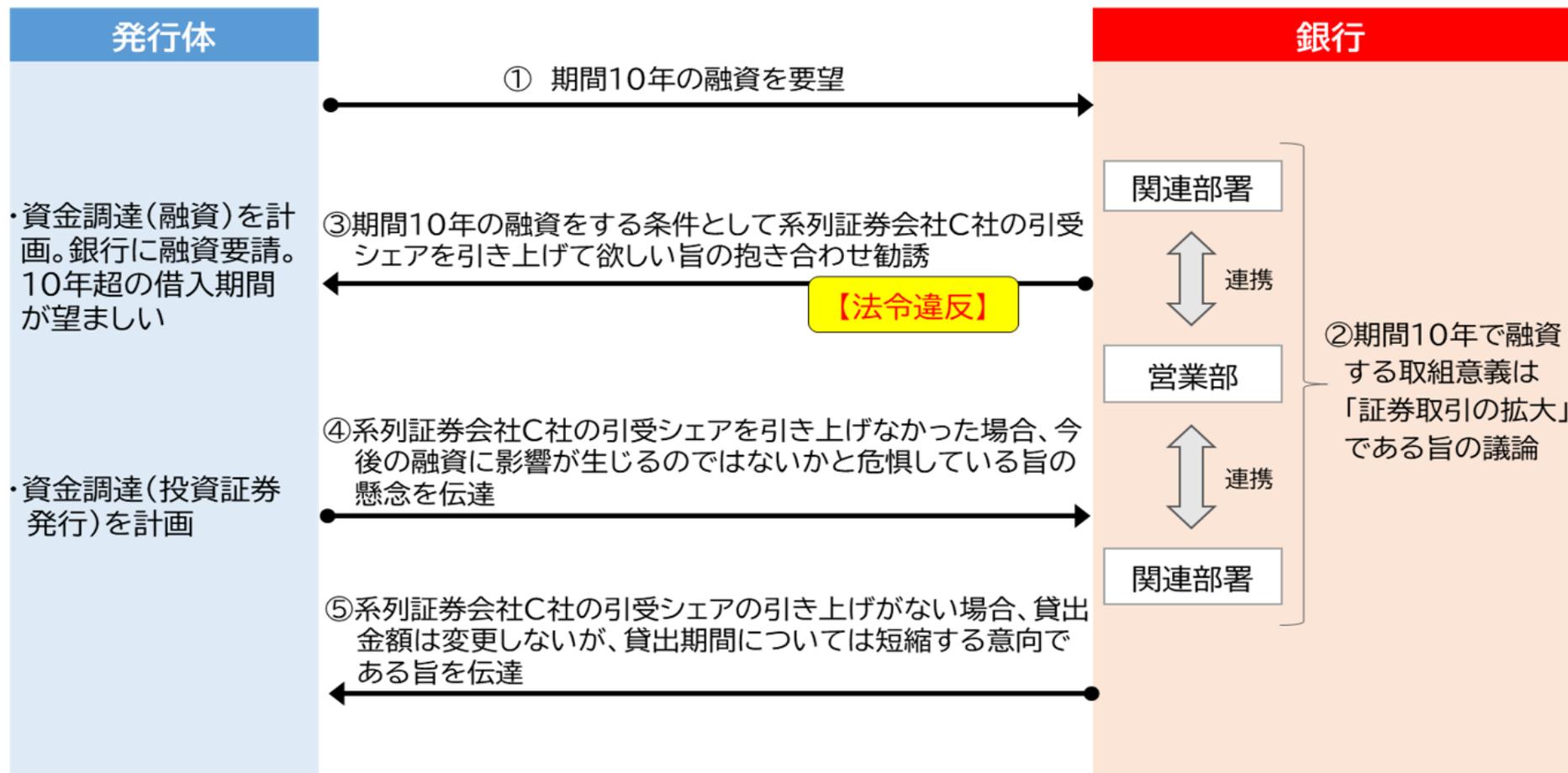
- 登録金融機関（銀行）による有価証券関連業（引受業務）は禁止されているにもかかわらず、当該銀行は系列証券会社の引受幹事シェアに関する交渉を繰り返し行った。



事例1-4：登録金融機関による有価証券関連業の禁止②

事案概要

- 登録金融機関（銀行）による有価証券関連業（引受業務）は禁止されているにもかかわらず、当該銀行は、所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として、系列証券会社の引受シェアを引き上げて欲しい旨の抱き合わせ勧誘を行った。



事例2：適合性原則に抵触する業務運営等

事案概要

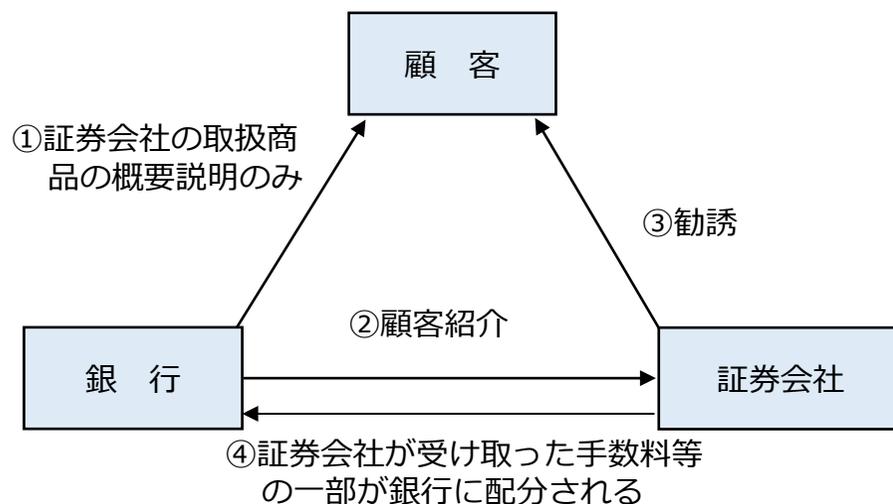
【証券会社A】

- 顧客属性を適時適切に把握しないまま、多数の顧客に対し、仕組債の勧誘を長期的・継続的に行っている（適合性原則（金融商品取引法第40条第1号）違反）。
- 仕組債の勧誘に際し、少なくとも3顧客に対し、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行っていない（説明義務（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号）違反）。

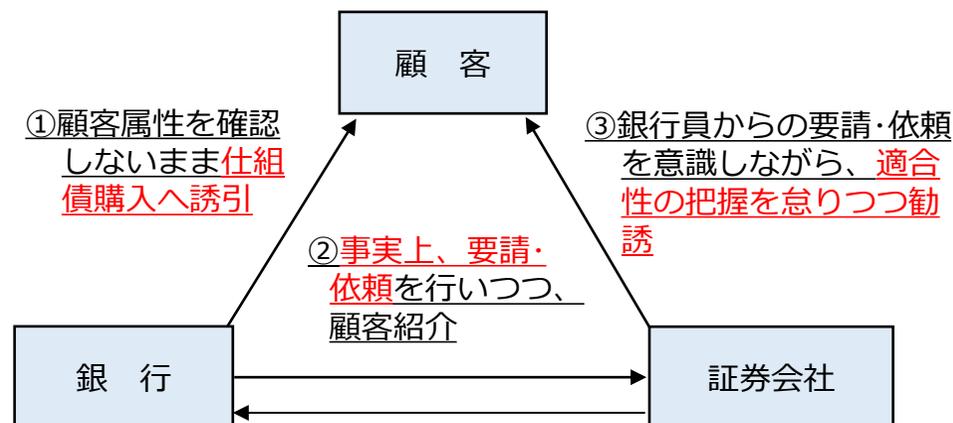
【銀行B、銀行C】

- 金融商品仲介業務を行うための適切な態勢整備が行われない中で、顧客属性を確認しないまま顧客を仕組債購入へ誘引し、結果として、証券会社Aの適合性の原則に抵触する業務運営につながるなど、投資者保護上問題がある（金融商品取引法第51条の2）。

【本来想定されていたビジネススキーム】



【検査で把握された不適切な誘引・勧誘】



事例3：外貨建て債券等の勧誘に関して、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等

- ▶ 外貨建て債券等の勧誘に関して、虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕【令和4事務年度】

概要

当社の営業員は、外貨建て債券に係る乗換え勧誘や、仕組債の勧誘において、顧客に対し、事実と相違する説明や、事実と異なるものと誤解させるような説明を行っていた。

検査結果の要旨

当社の営業員は、外貨建て債券の乗換えを行った場合、乗換え前の保有債券の損益が確定しないとの誤った認識や思い込みの下、顧客勧誘において、乗換えによって損失を回避できるかのような事実と相違する内容を説明している状況や、そのように誤解させるような説明をしている状況が認められた。

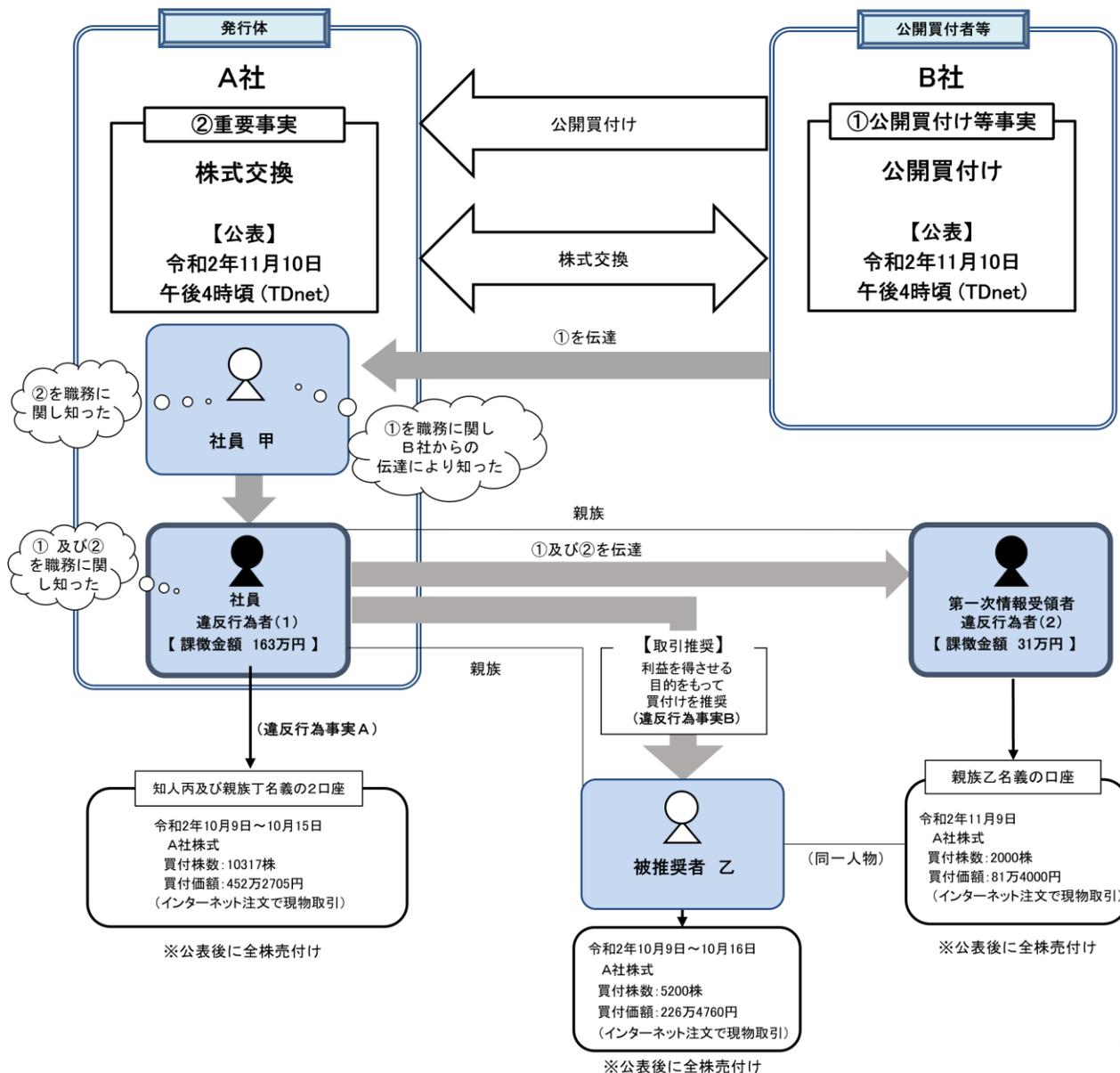
また、乗換えによって為替手数料が発生するにもかかわらず、誤った認識や思い込みの下、手数料が発生しないかのような事実と相違する内容を説明している状況や、そのように誤解させるような説明をしている状況が認められた。

さらに、仕組債の需要申告期間終了後は、顧客からの予約キャンセルや約定後の取消ができないとの誤った認識や思い込みの下、顧客に対し、需要申告期間終了後はキャンセル等ができないといった事実と相違する内容を説明している状況や、そのように誤解させるような説明をしている状況が認められた。

事例4：金融機関職員によるインサイダー取引・取引推奨

事案概要及び特徴

- 金融機関（A社）の社員（違反行為者（1））は、職務に関し、①公開買付け等事実及び②重要事実を知りながら、これらの公表前に
 - 借名口座によりA社株式を買い付け、
 - 親族である乙（被推奨者）に対し、A社株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、同株式の買付けを推奨し、推奨を受けた乙が、これらの公表前に同株式を買い付けた。
- 違反行為者（1）の親族である違反行為者（2）は、違反行為者（1）から上記公開買付け等事実及び重要事実の伝達を受けながら、これらの公表前に借名口座によりA社株式の買付けを行った。
- 本件は、金融機関の職員によるインサイダー取引規制違反及び取引推奨規制違反並びにその親族によるインサイダー取引規制違反の事案であり、いずれの違反行為者も第三者名義の証券口座を利用して買い付けている。



令和6（2024）年度の主なトピックス

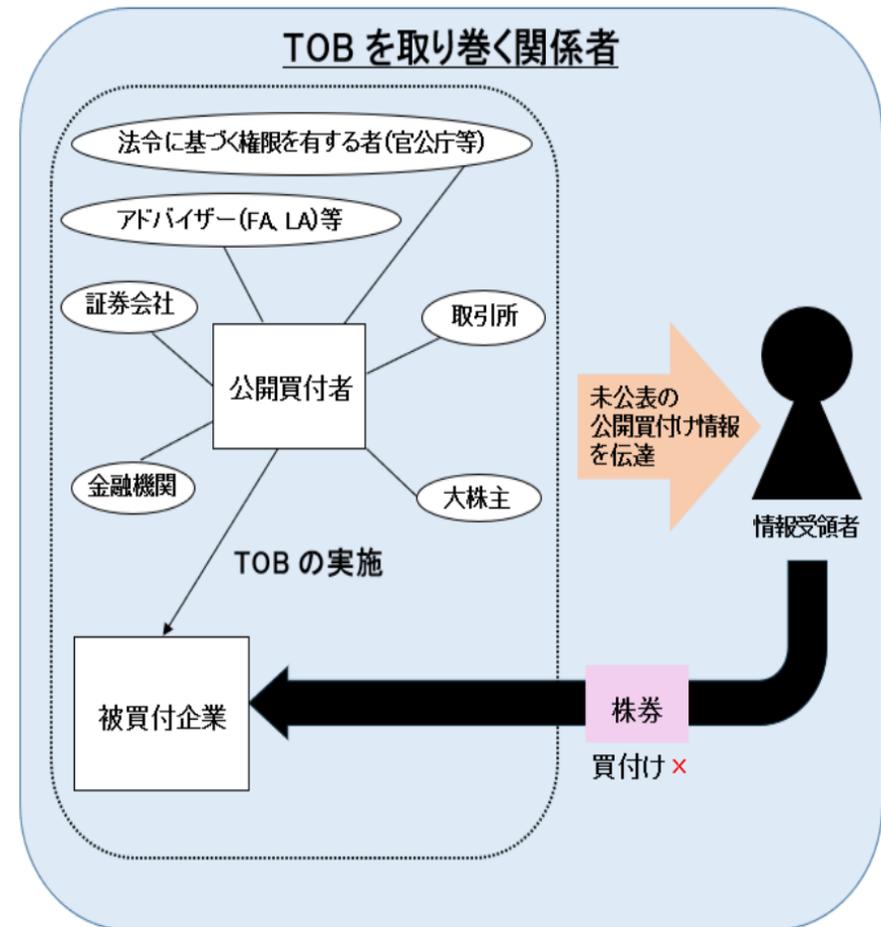
公開買付けに関するインサイダー取引

公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有をする必要があり情報管理が難しいこと、公表までに相当な時間を要することが多いことなどから、内部者取引が起りやすい場面の1つに挙げられます。

また、公開買付けに関する情報を共有すべき関係者は、公開買付者や被買付企業だけでなく、FA（ファイナンシャル・アドバイザー）、LA（リーガル・アドバイザー）、さらには公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者など多岐にわたっています。

このため、情報共有に際しては、内部者取引の予防措置を積極的かつ十分に講じることが重要となります。

公開買付けに係る内部者取引の有益と考えられる予防措置としては、定期的な研修を通じた内部者取引に関する知識の習得や意識付け、アドバイザーによる関係者への注意喚起、“Need To Know”の原則に基づく情報共有の範囲や内容の限定のほか、守秘義務契約の締結、情報共有された関係者の氏名は日本取引所自主規制法人等の求めに応じて作成する経緯報告書に記載され提出されることを情報共有する者に対してあらかじめ周知しておくこと、などが挙げられます。





違反行為は見逃さない ～少額取引・他人名義取引でも発覚～

証券監視委は、これまでに、取引規模や課徴金額の大小にかかわらず多数の課徴金勧告を行っています。また、違反行為の発覚を妨げる「隠蔽目的」で、他人名義の証券口座（借名口座）を用いる、複数の自己の証券口座を用いるなどの悪質性の高い不公正取引事案についても多数の課徴金勧告を行っています。

しかしながら、依然として、自身の違反行為が発覚することはないと安易に考え、確信的又は出来心で違反行為に及ぶ者が後を絶たない状況が見受けられます。

証券監視委は、日本取引所自主規制法人等や証券会社等市場関係者と連携して常に市場を監視しており、違反行為が見逃されることはありません。

インサイダー取引で勧告対象となった違反行為者に見られた認識

100株くらいの取引なら当局に目を付けられないだろう。
× 間違いです！

他人名義で取引すれば当局に発覚しないだろう。
× 間違いです！

相場操縦行為で勧告対象となった違反行為者に見られた認識

利得額が少額の相場操縦なら発覚しないだろう。
× 間違いです！

複数の証券口座を使って相場操縦を行えば発覚しないだろう。
× 間違いです！

- 売買データや関係情報を詳細に分析することにより、問題のある取引を早期に把握することが可能です！
- 取引規模や課徴金額の大小にかかわらず幅広く取引を監視しており、少額の取引であっても調査の対象となります！
- 他人名義の証券口座や複数の自己の証券口座を用いるなど、違反行為の発覚を妨げる隠蔽工作を行っても、違反行為者の家族や友人、知人に対する幅広い調査等によって、真の取引者を容易に特定することが可能です！
- たとえ家族や友人・知人であっても、証券口座の貸与は厳禁です！



取引推奨規制違反について

～インサイダー情報自体を伝えなくても、当該情報に基づく取引推奨行為は違反です！～

会社関係者や公開買付者等関係者は、インサイダー情報を伝達しなくとも、利益を得させる目的又は損失を回避させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となります。

推奨者は、被推奨者から謝礼等を受け取っていても課徴金納付命令の対象となり、推奨者に課されることとなる課徴金額は、被推奨者が得た利益や損失回避額を上回る場合があります。

取引推奨行為の背景には、例えば、過去にお世話になった方へのお礼・恩返しや、我が子かわいさ等から、「インサイダー情報を伝えるのはまずいが、親しい人には儲けてもらって喜んでほしい」といった思いがあるのかもしれませんが、しかし、お礼や恩返しのつもりで、良かれと思って推奨したとしても、取引を行ってしまった被推奨者は、証券監視委の調査の対象になり、自宅や職場等を調査され、また、時間等を奪われることになり、結果として、恩返しどころか、大きな負担をかけることとなります。

インサイダー情報やその可能性がある情報に接した際には、まず立ち止まり、思慮深く行動することが重要です。

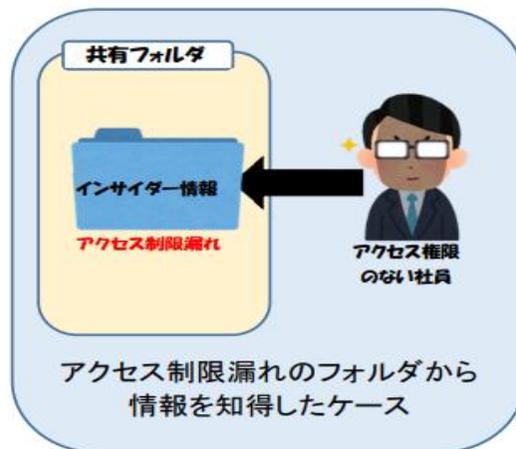




情報管理の重要性 ～職場編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、上場会社、取引先、公開買付者等の役職員等が、どのようにしてインサイダー情報を知り得るに至ったかの事例などを紹介しています。

インサイダー情報は、その情報を知得する立場にある者だけでなく、その立場にない者が業務を行う中で知得することも想定されますので、**上場会社等においては、インサイダー取引を防止するための規則を整備・点検するとともに、研修等を通じて役職員の情報管理意識を高めていくことが求められます。**

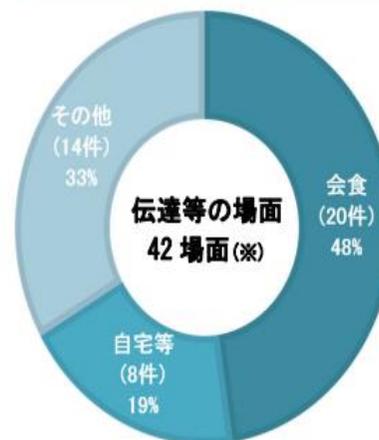




情報管理の重要性 ～プライベート編～

ここでは、近年のインサイダー取引による課徴金勧告事案でみられた、会社関係者や公開買付者等関係者が、プライベートな場において、インサイダー情報を伝達した事例などを紹介しています。親族や知人等との会話で、勤務先の話や仕事の内容の話をするにはあるかと思いますが、**何気なく話したことでも、その内容によってはインサイダー取引規制の対象となり得ることに注意**してください（たとえ「インサイダー取引になるから取引しないように」と忠告していたとしても、インサイダー取引規制の対象となり得ます）。

また、インサイダー情報の伝達や取引推奨が行われた場面の多くは、友人、同僚、取引先等との「会食」の場でした。気心の知れた人との会食の場においては、普段は話さないようなことでも、つい気が緩んでしまい、話をしてしまうのかもしれない。気の緩みとは言え、**インサイダー情報を伝えたり、取引を推奨したりすることで、その結果として、自身のみならず、友人、同僚、取引先等の人達が行った取引が証券監視委の調査の対象となることに注意**してください。



(※) 令和元年度から令和6年度における勧告事案から集計（職務上の伝達を受けた場面を除く。なお、伝達等の場面の数であり、勧告件数とは一致しない。）

事例5：証券会社による相場操縦等

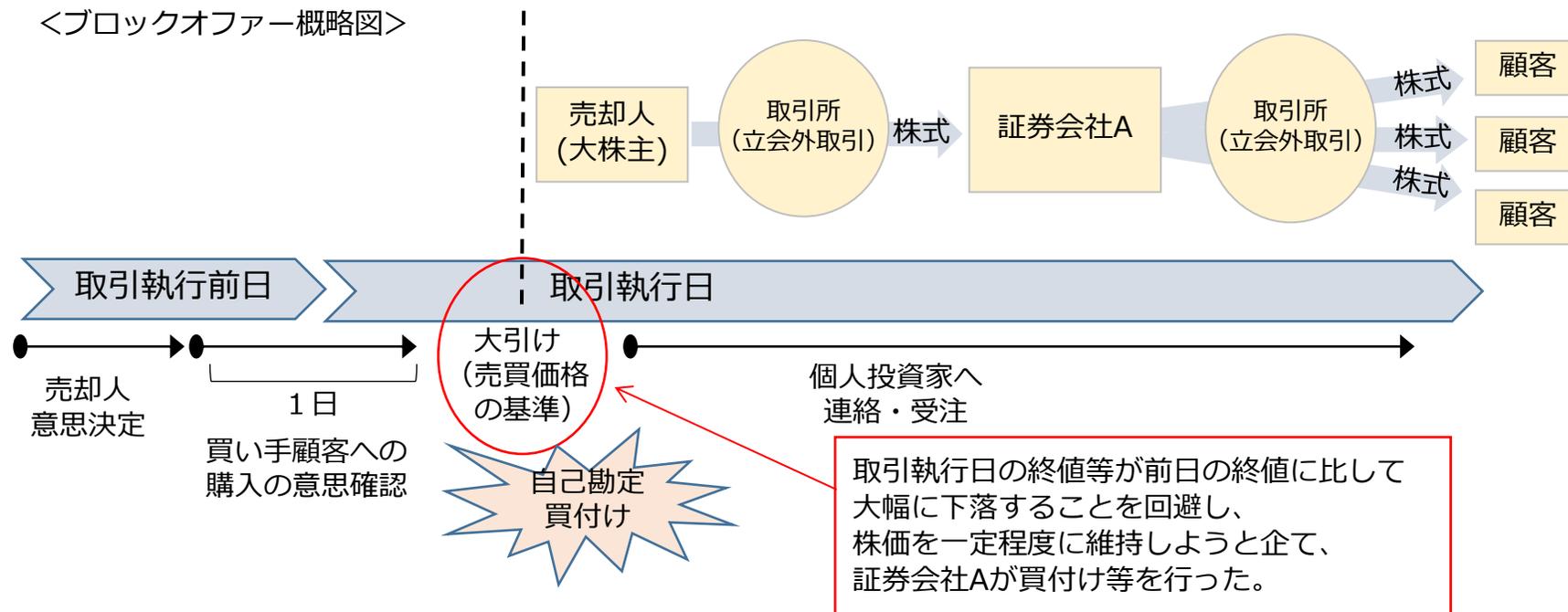
事案概要

- 証券会社Aは、ブロックオファ―取引に際して、上場株式10銘柄について、終値等を自社にとって望ましい水準に維持する目的で買付け等を行った（違法な安定操作）。
- 違法な取引を看過することになった売買審査態勢や、ブロックオファ―に係る業務運営態勢についても不備。

【参考】ブロックオファ―取引

大株主等が保有株式を手放す際に、立会外取引（通常取引の時間外）で、いったん証券会社が株式を買い取り、複数の個人投資家等に転売する取引。

<ブロックオファ―概略図>



事案概要及び特徴

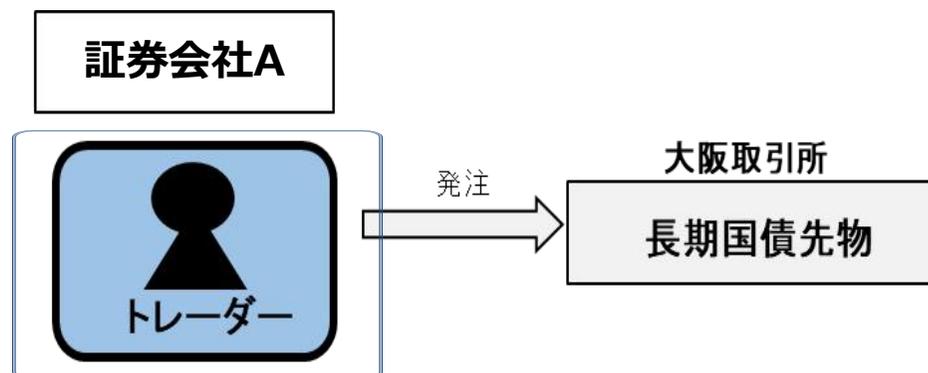
- 証券会社Aのトレーダーが、大阪取引所に上場されていた長期国債先物について、同先物の売買を誘引する目的をもって、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みをした。

【取引形態の一例(右図)：売り見せ玉(安値の買付け)の局面※】

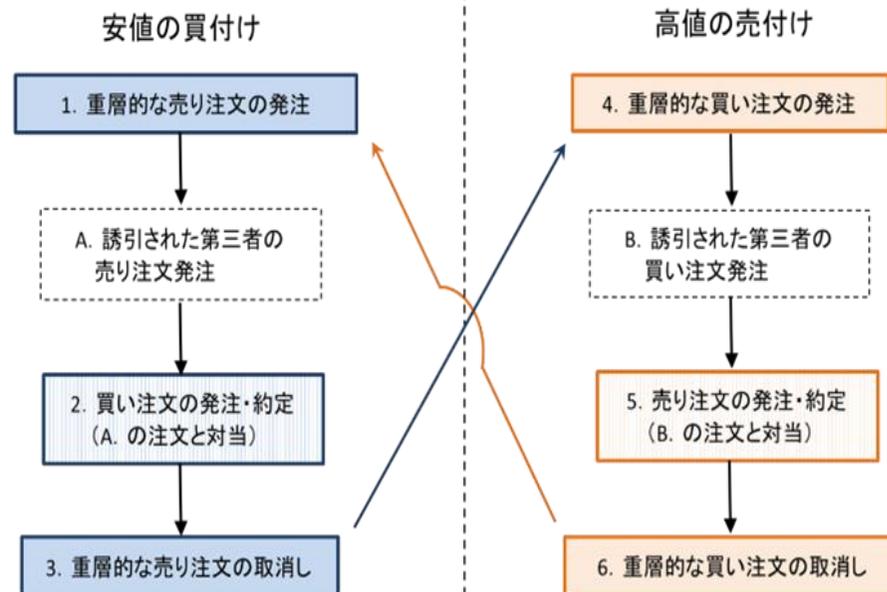
1. 最良売り気配又はこれに劣後する価格に複数の売り注文(売り見せ玉)を重層的に発注
→下値に第三者の売り注文が誘引される (A)。
2. 誘引された売り注文に対当するように買い注文の発注を行い、買い付け(安値での買付け)
3. 1.で発注した複数の売り注文を取消し

※ 買い見せ玉の局面(高値の売付け)では、上記売りと買いが逆になる。

- 上記形態の取引を売りと買いを交互にして繰り返し、先物の注文を自己に有利な価格で約定させた。
- 本件は、市場のゲートキーパーとして、市場の公正・透明性の確保に努めなければならない立場にある証券会社が、市場デリバティブ取引において行った見せ玉事案であり、証券会社の信用を失墜させる重大な違反行為であった。



本件取引形態の一例



告発内容

- 犯則嫌疑法人：株式会社A
- 犯則嫌疑者：犯則嫌疑法人の代表取締役としてその業務全般を統括管理していたもの

事案概要

犯則嫌疑者が、犯則嫌疑法人の代表取締役として、同社の業務又は財産に関し、財産上の利益を得る目的で、氏名不詳者らと共謀の上、東京証券取引所が開設する有価証券市場に上場されているX社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、令和7年3月17日

- ✓ 同株券の売買を誘引する目的をもって、犯則嫌疑法人ほか10名義の証券口座で連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により同株券を買い付け、さらに、犯則嫌疑法人名義で下値買い注文を大量に入れるなどの方法により同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をし
- ✓ 同株券の売買状況について他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券について、犯則嫌疑法人名義で売り付けると同時期に、これと同価格においてBほか8名義の証券口座において買い付けることをあらかじめ通謀の上、売買をし

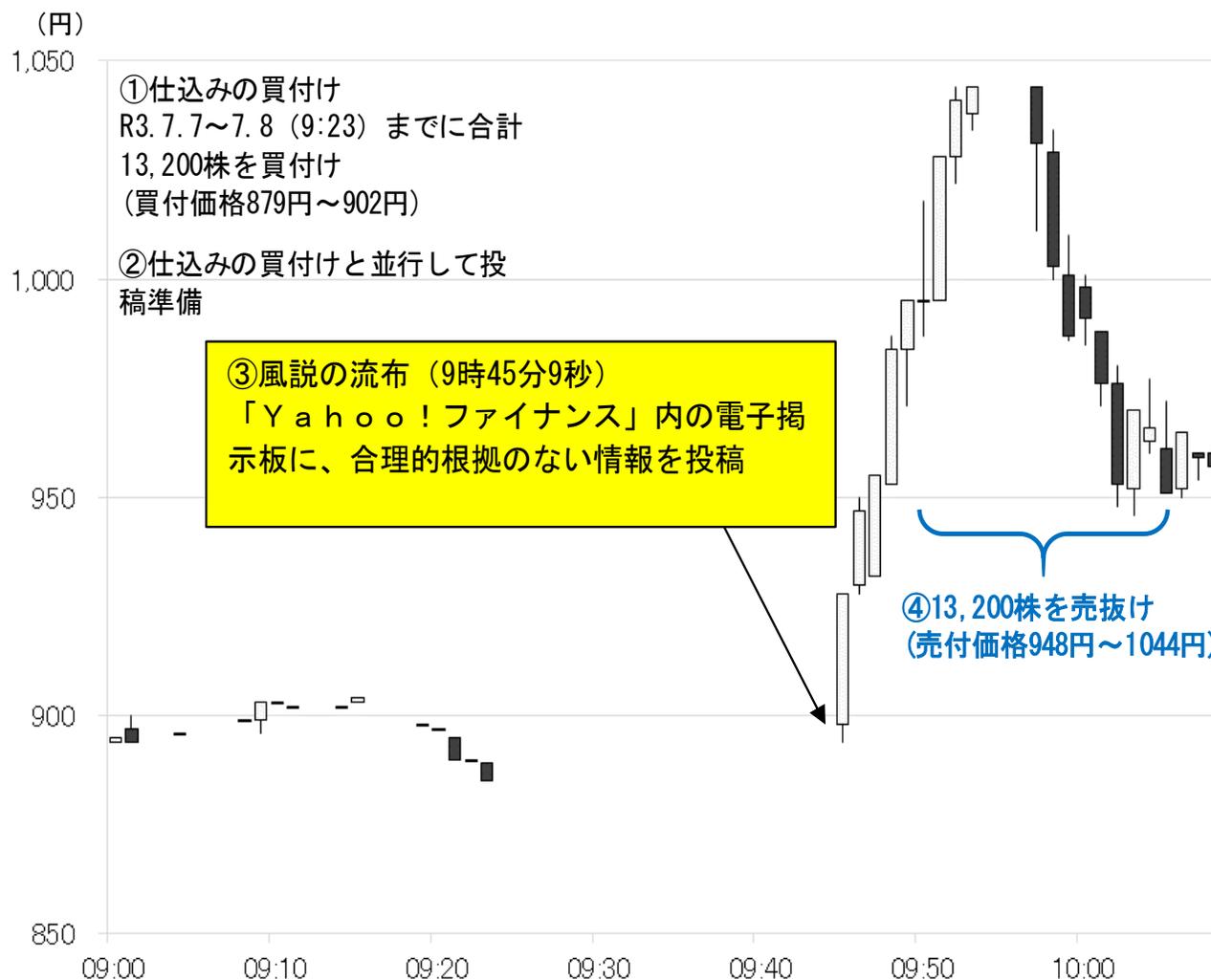
同株券の価格を上昇させた上、その頃、その上昇させた株価により犯則嫌疑法人名義で同株券を売り付けたという事案であり、悪質性が認められることから、東京地方検察庁に告発したものの。

なお、犯則嫌疑法人以外の10名義の証券口座は、利用権者のいる証券口座を不正アクセス行為により不正に利用した口座である。

事案概要及び特徴

- 違反行為者は、発行体A株式の価格を上昇させ、同株式を売り抜けて利益を得ようと考え、インターネット上の金融情報サイト「Yahoo!ファイナンス」内の電子掲示板に、同社に関して、合理的根拠のない情報を投稿し、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、これにより、同社の株式の価格を上昇させ、もって有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、当該風説の流布により有価証券の価格に影響を与えた。
- 本件は、金融商品取引法第158条に規定する「風説の流布」を適用した初の勧告事例。本件のようなインターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布する行為は、情報が瞬時に多数の投資者に伝播するといった性質を利用した現代型の違反行為と言える。

違反行為前後の株価の推移





風説の流布について

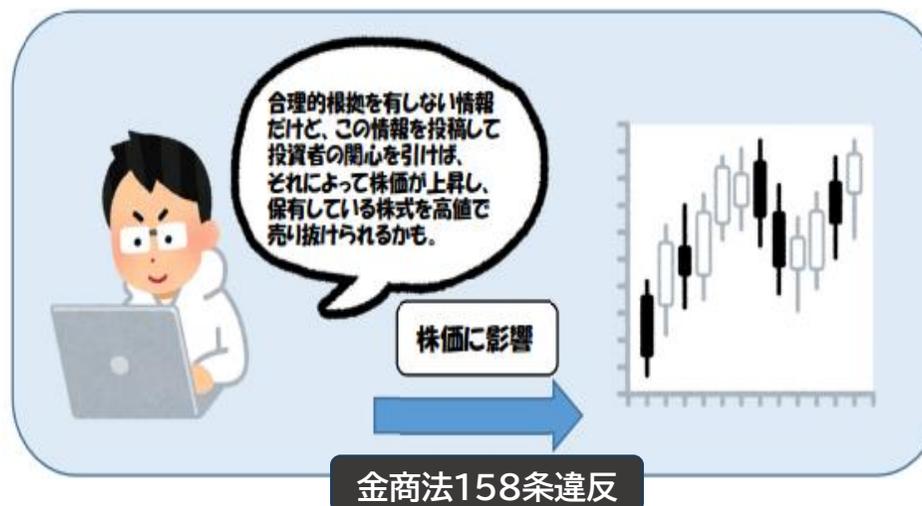
～インターネット上の投稿や書込みによる風説の流布も見逃しません！～

令和6年度において、証券監視委は、インターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布したとして、金商法第158条「風説の流布」を適用した課徴金勧告を初めて行いました。

風説の流布とは、合理的根拠を有しない情報を不特定多数の者へ伝達される可能性がある状態に置くことをいうとされています（この情報が虚偽であるか結果的に真実であるかを問わず、「合理的根拠がないまま」に流布することが違法とされています）。

このようなインターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布する行為は、情報が瞬時に多数の投資者に伝播するといった性質を利用した現代型の違反行為といえます。また、風説の流布によって相場の変動を図る行為は、相場操縦とは異なり、自らの資金を使うことなく、他人に資金を使わせることで相場の変動を図るという点で狡猾な違反行為といえます。

証券監視委は、相場操縦やインサイダー取引だけでなく、インターネット上の投稿や書込みによる風説の流布も見逃すことなく、合理的根拠のない情報で市場や投資者を混乱させる行為を防止していきたいと考えています。



※ 金商法第158条

何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

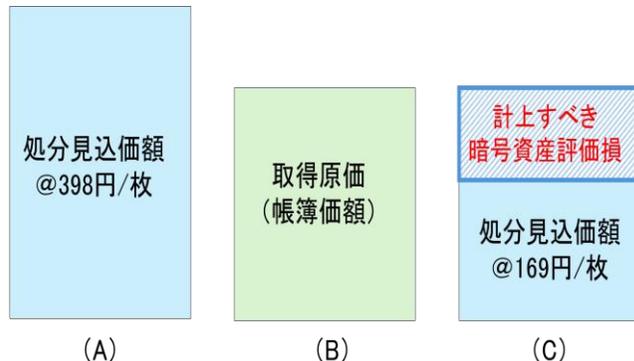
事例9：有価証券報告書等の虚偽記載

事案概要及び特徴

- 上場会社A（当社）は、当社グループが保有する暗号資産（X）について、「活発な市場が存在しない暗号資産」として「処分見込価額」で評価する際、当社取締役2名による取引で吊り上げられた暗号資産交換所（Y）の終値を基に算定することにより、暗号資産評価損を計上しなかった等の不適正な会計処理を行った。
- この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。

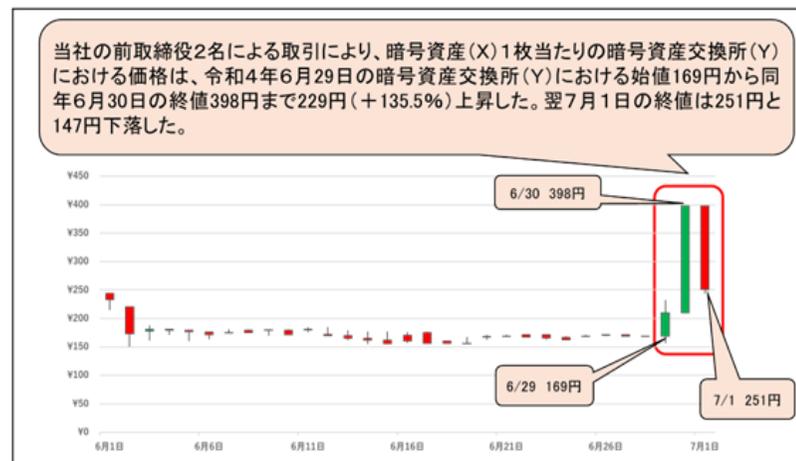
【主な不適正な会計処理の概要】 （暗号資産評価損の不計上）

- 「活発な市場が存在しない暗号資産」は取得原価で評価し、期末において、「処分見込価額」が「取得原価」（帳簿価額）を下回る場合には、「処分見込価額」※で評価する。
※ 「処分見込価額」は、資金の回収が確実な金額に基づくもの。
 - 当社は、暗号資産（X）を「活発な市場が存在しない暗号資産」とし、その「処分見込価額」を暗号資産交換所（Y）における期末の終値を基に算定することとしていた。
 - 令和4年6月第2四半期末において、当該暗号資産の「処分見込価額」は「取得原価」を上回ったことから、当社は「取得原価」を貸借対照表価額として計上したが、「処分見込価額」の算定の基となった期末の終値398円は、当社の前取締役2名による取引で吊り上げられた価格であり、これを基に「処分見込価額」を算定することはできない。
- ⇒ 本来、当社は、前取締役2名が取引を行う前の6月28日の暗号資産交換所（Y）における終値169円を基に処分見込価額を算定し、「取得原価」（帳簿価額）との差額を暗号資産評価損として計上すべきであった。



(A) > (B) : 暗号資産評価損の計上不要 ← 当初の会計処理

(C) < (B) : 暗号資産評価損の計上必要 ← あるべき会計処理



※イメージ図は、説明のために簡略化したものである。

事例10：虚偽有価証券届出書等提出事件

告発内容

- 犯則嫌疑法人：上場会社A
- 犯則嫌疑者：犯則嫌疑法人の代表取締役社長としてその業務全般を統括管理していたもの
犯則嫌疑法人の取締役兼最高財務責任者として財務業務を統括管理していたもの
犯則嫌疑法人のAI Solutions事業部長等として営業業務を統括管理していたもの
犯則嫌疑法人の財務経理部長として経理業務を統括管理していたもの

事案概要

犯則嫌疑者4名は、共謀の上

- 犯則嫌疑法人の業務に関し、株式会社東京証券取引所グロース市場（以下「グロース市場」）上場に伴う株券の募集及び売出しを実施するに際し、令和6年9月5日、関東財務局長に対し、架空売上高を計上する方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出した。
 - ✓ 令和4年1月1日から同年12月31日までの事業年度につき、
売上高が約2億4千万円であったにもかかわらず、売上高を約26億6千万円と記載した虚偽の損益計算書を掲載
 - ✓ 令和5年1月1日から同年12月31日までの事業年度につき、
売上高が約3億9千万円であったにもかかわらず、売上高を約41億1千万円と記載した虚偽の損益計算書を掲載
 - ✓ 令和6年1月1日から同年6月30日までの中間会計期間につき、
売上高が約4億9千万円であったにもかかわらず、売上高を約28億4千万円と記載した虚偽の中間損益計算書を掲載
- その発行する株券をグロース市場に上場していた犯則嫌疑法人の業務に関し、令和7年3月27日、関東財務局長に対し、架空売上高を計上する方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。
 - ✓ 令和6年1月1日から同年12月31日までの連結会計年度につき、
売上高が約10億9千万円であったにもかかわらず、売上高を約60億5千万円と記載した虚偽の連結損益計算書を掲載

IV. 參考資料

勧告・告発等件数

区分	年度	平成4 ～令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計
勧告		1,131	29	20	26	33	38	1,277
証券検査結果等に基づく勧告(※1)		584	5	2	5	8	9	613
課徴金納付命令勧告(※2)		543	24	17	21	25	28	658
開示書類の虚偽記載等		117	10	5	7	8	14	161
風説の流布・偽計		5	0	0	0	1	1	7
相場操縦		85	6	6	6	3	1	107
インサイダー取引		336	8	6	8	13	12	383
訂正報告書等の提出命令に関する勧告		4	0	1	0	0	1	6
犯則事件の告発		203	2	8	8	4	7	232
開示書類の虚偽記載等		45	0	0	0	1	0	46
風説の流布・偽計		28	0	2	0	1	0	31
相場操縦		31	1	1	1	1	0	35
インサイダー取引		87	1	5	7	1	7	108
その他		12	0	0	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表		88	0	0	1	0	2	91
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て		25	1	1	2	1	1	31
建議		26	0	0	1	0	0	27

※1 金商法改正(平成28年3月施行)に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施

※2 課徴金納付命令勧告(風説の流布・偽計、相場操縦、インサイダー取引)については、命令対象者ベース

背景

- 資産運用立国に向けた官民一体の取組みが進展し、誰もが投資者となり得る中で、市場監視機能を一層強化し、従前の投資者も新たな投資者も共に安心して投資ができる公正・透明な市場を確立していくことが重要。
- 金融商品取引の複雑化・高度化・国際化の進展などがみられるなか、近年における証券監視委の検査・調査の結果等を踏まえると、以下の事例が認められており、これらに適切に対応できる実効性のある措置等を整備していく必要。
 - 事例1. 不正と考えられる行為について、既存の法令では違反行為として捕捉できない事例
 - 事例2. 課徴金の額が低く（あるいは直接の対象にならず）、違反行為に対する抑止効果が不十分な事例
 - 事例3. 効果的・効率的な検査・調査に困難が生じている事例

建議1

インサイダー取引規制における関係者の範囲について (事例1.関連)

発行者との契約締結者などの公開買付者等関係者と同等の内部者とみなされるべき者から情報受領した者がインサイダー取引規制の対象外になる場合があるなど、規制の趣旨に鑑みると不正と考えられる行為でありながら、現行制度では規制の対象とならないものがある。

⇒ 公開買付者等関係者の範囲等について、各関係者と同等の内部者とみなされるべき者が含まれるよう拡大する必要

建議2

課徴金の適用範囲及び算定基準について (事例2.関連)

他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う悪質な事案が多く発生しており、なかには提供先の不公正取引を認識した上で口座提供をしている課徴金対象とならない協力者も存在する。また、継続的に株式の買い集めを行う投資者による大量保有報告書の不提出など、想定される利得額と比較して現行の課徴金額の水準が抑止効果としては不十分とみられるものがある。さらに、従来の方法では課徴金の算定が困難になりうる新しい形態である高速取引行為による不公正取引事案が認められている。

⇒ 実効的な抑止力を発揮するための課徴金水準の引上げ及び対象の拡大、新しい取引形態に対応した算定方法の見直しなどの適切な措置を講ずる必要

建議3

効果的・効率的な検査・調査の実施のための措置について (事例3.関連)

○ 建議2を踏まえ課徴金水準の引上げ等が図られることと併せて、検査・調査においても、より一層、実効性・効率性を高めていくことが重要となってくる。

⇒ 対象者の自発的な協力を促すよう減算制度の拡大などの適切な措置を講ずる必要

○ 証券監視委の検査対象となる金商業者・上場企業等の多様化や当局間の国際協力の進展がみられる。

⇒ 国内事業者等を対象とする検査及び外国当局に対する調査協力に関して、出頭命令の権限を追加するなどとともに、証券監督者国際機構 (IOSCO)の強化された多国間情報交換枠組み (EMMoU)への早期署名に向けた取組みを行うといった適切な措置を講ずる必要

○ 金融商品取引業の無登録業と偽計、相場操縦等の不公正取引との複合型と疑われる事案等に適切に対応する必要がある。

⇒ 無登録業を行う者に対する犯則調査権限を創設するなどの適切な措置を講ずる必要

(参考) 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告の概要 (R7.12.26公表)

有価証券の不正取引等について、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例が生じていること等への制度的対応を行う。

(1) インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等

- 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者として、**公開買付けの対象企業(買われる側)と契約を締結・交渉している者(例:対象企業のアドバイザー)等を追加**

(注1) 公開買付けをする者(買う側)の関係者は広範に規制対象者とされているが、公開買付けの対象企業(買われる側)の関係者はその役職員のみが規制対象者とされている。

(注2) その他、インサイダー取引規制における「親会社」の定義を見直す(有価証券報告書等に記載されていなくても、他の会社を支配している会社は親会社とする)。

(2) 課徴金制度の見直し(算定方法の見直し)

- **公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金の水準を引上げ**

(注3) 近時の事例を踏まえた公開買付けのプレミアム分(例えば、公表前の価格の50%増し等)を考慮したものにする(現行は公表後2週間の最高値)。

- **大量保有報告制度違反に係る課徴金の水準を引上げ**

(注4) 近時の事例を踏まえた価格変動分(例えば、7%等)(現行は0.1%)を考慮したものにする。

- **高速取引行為(HFT)による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化**

(注5) マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して薄利の取引(1万円未満)を大量に行うという傾向を踏まえ、端数の切捨処理の基準値を1万円未満から1円未満に変更する等。

(3) 課徴金制度の見直し(対象の拡大等)

- **他人名義口座の提供を受けるなどして不正取引を行う者に対する課徴金の水準を引上げ**

(注6) 例えば、違反行為による利得相当額の1.5倍等。

- **口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設**

(注7) 例えば、違反者の利得相当額の半額等。

- **課徴金減算制度について、調査開始後における協力度合いに応じて減算する制度を導入**

(4) 調査権限等の拡充

- **外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限を追加**

(注8) IOSCO EMMoU(各国当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み)への署名要件の一つとして、当局に出頭を求める権限が必要。

- **金融商品取引業の無登録業に対する証券取引等監視委員会の犯則調査権限を追加**

(5) その他の論点

- **犯則調査手続をデジタル化(刑事訴訟手続のデジタル化と同様)**

- **金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度(管理人制度)を創設**

(注9) 近年の登録取消事案において、役員が不在となる事案が発生。

証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第12期：2026年～2028年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

2026(令和8)年1月16日

証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視¹⁾による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今般、第12期²⁾が発足しました。

市場においては、その仕組みの変更やデジタル技術の発展により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進んでいます。また、貯蓄から投資への動きの中で投資者の裾野の広がりも見られます。

証券監視委は、こうした環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「Ⅰ. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用」「Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

1. 市場監視とは、市場モニタリング、取引審査、証券検査、取引調査、開示検査、犯則調査等を含む、証券監視委の活動全般を指す。
2. 証券監視委の委員長及び委員の任期は3年とされており(金融庁設置法第13条第1項)、この3年の期間を「1期」と呼んでいる。

具体的な施策

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析・活用

(1) 有用情報の収集・活用

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

(2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に目を向けるとともに、それらの変化を適時に把握・分析することで、問題の早期発見につなげます。
- 市場や上場企業・金融商品取引業者等の市場関係者を取り巻く環境変化や制度見直し等を踏まえつつ、新たな商品・取引や、監視の目の行き届きにくい商品・取引等に的確に対応します。

(3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。

具体的な施策（続き）

II. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、顧客の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務が遂行されているかなどの観点に基づく検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、深度ある議論を通じて、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明した上で、行政処分勧告等を行うにとどまらず、実効性のある内部管理態勢の構築等を促すことにより、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

具体的な施策（続き）

II. 効果的・効率的な調査・検査（続き）

(7) 投資者被害事案に対する積極的な取り組み

- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し、SNS上の広告等を通じて無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して、積極的に取り組みます。

(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、デジタル技術の発展や新たな金融商品の広がりなど、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等についても、積極的に対応します。

具体的な施策（続き）

Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集・活用につなげます。

(10) 関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。

具体的な施策（続き）

市場監視の専門機関としての能力向上

(1) デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、デジタル技術の一層の活用に向け必要なインフラの見直しや、デジタルフォレンジック業務に必要な機器等の整備を行うとともに、対応する職員の技術の向上を一層進めていきます。

(2) 職員の戦略的な育成・活用等

- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成・確保に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

(3) 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において情報共有を進め意思疎通を確保し、業務遂行能力を更に高めつつ、一体的な業務運営を図っていきます。

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

X @SESC_JAPAN



※当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等を紹介

・ 課徴金事例集（不正取引編）、開示検査事例集：

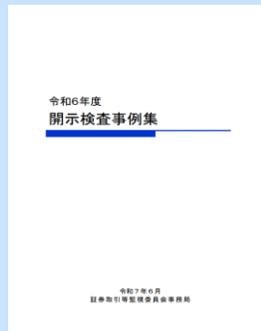
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

・ 証券モニタリング概要・事例集：

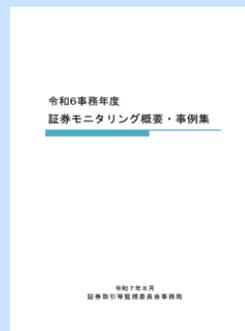
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



課徴金事例集（不正取引編）



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、意義・特徴や発生原因、市場関係者や投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

・ 市場へのメッセージ：月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>



証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

SESC 情報提供

検索



<電話・FAXによる情報提供先>

直通電話：0570-00-3581 (一部のIP電話等からは03-3581-9909)におかけください。

FAX【高齢者・障がい者専用】：03-3506-6699 (「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。)

- ◆ 証券監視委では、「粉飾決算（架空売上・架空利益の計上等）」、「投資者保護上の問題（著しい高利回りを明示する金融商品等）」、「市場における不正取引（インサイダー取引、相場操縦等）」などの情報を幅広く受け付けています。

粉飾決算

投資詐欺

金融商品の
不適切な勧誘

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布

- ◆ このような情報をお持ちの方は、是非、インターネット（証券監視委ウェブサイト）、電話及び郵送などの方法により、情報をお寄せください。

※ ご質問、ご相談につきましては対応しかねますので、ご了承ください。

※ 提供者本人のお名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないように、セキュリティには万全を期しております。(匿名での情報提供も可能です)

<郵送による情報提供先>

〒100-8922

東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 中央合同庁舎第7号館(霞ヶ関コモンゲート西館)

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係



公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/> 証券情報 検索

SESC 証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission

